

令和2年3月5日
総務部職員課

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について（概要）

項目	条例	内 容
改正の趣旨		児童相談所の業務の特殊性を考慮し、新たに日額の特殊勤務手当を措置するため、条例の一部を改正する。
特殊勤務手当の種類	第2条	特殊勤務手当の種類として「児童相談所福祉業務手当」を新設する。
児童相談所福祉業務手当	第6条（追加）	児童相談所福祉業務手当に係る対象業務及び手当額について規定する。
附則		令和2年4月1日から施行する。

江東区職員の特殊勤務手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略) (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p>(加える)</p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(加える)</p> <p>第6条～第8条 (略)</p>	<p>第1条 (略) (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次に掲げるとおりとする。 (1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 児童相談所福祉業務手当</u></p> <p>第3条～第5条 (略)</p> <p><u>(児童相談所福祉業務手当)</u></p> <p>第6条 <u>児童相談所福祉業務手当は、次に掲げる職員に支給する。</u></p> <p><u>(1) 児童相談所の一時保護所に勤務する職員で、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第11条第1項第2号ホに定める児童の一時保護の業務に従事したもの</u></p> <p><u>(2) 児童相談所に勤務する職員で、児童福祉法第12条第2項に規定する業務(同法第11条第1項第2号ホに定める業務を除く。)を行うため、家庭訪問、指導、判定、相談等の業務に従事したもの</u></p> <p><u>2 前項に規定する手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を超えない範囲内において、規則で定める。</u></p> <p><u>(1) 前項第1号に規定する場合 従事した日1日につき1,470円</u></p> <p><u>(2) 前項第2号に規定する場合 従事した日1日につき490円</u></p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>